

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月6日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	12月3日、原子炉格納容器内において、協力企業作業員が原子炉隔離時冷却系弁の点検時、弁内部に異物らしきものを発見し回収した。同日、らせん状の金属片1個(縦約10mm、横約10mm、厚さ約0.3mm)であることを当社社員が確認した。今後、当該異物が混入した原因を調査するとともに継続して他の異物の有無について当該弁周辺の確認を実施し、他に異物が確認された場合は、とりまとめてお知らせする。	G	12月3日公表済み

区分 : 該当なし

その他 : 14 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の定例試験時、非常用送風機(B)が自動起動しない事象(手動起動は可)が認められたため、当該自動起動回路を点検。	G	
2	2号機	残留熱除去冷却系(A,B)冷却水放射線モニタ記録計において、記録不良(ペンのインク切れ)が認められたため、当該記録計のペンを交換。	G	
3	2号機	主復水器連続洗浄装置ボール捕集器(A)入口温度計(4台)において、指示値不良(温度が変動)が認められたため、当該温度計の検出器を点検。	G	
4	3号機	炉心性能計算機において、画面表示機能の不良(画面の時刻が更新されない)が認められたため、当該計算機を点検。	G	
5	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)貝殻除去装置出入口差圧計において、指示値不良(水抜き時圧力指示)が認められたため、当該差圧計を点検。	G	
6	4号機	原子炉建屋3階において、協力企業の作業員が給水系の弁点検で弁体を吊り下ろし作業中、右手第2指をはさみ負傷したため、病院で治療。	G	
7	4号機	補機冷却海水系配管点検時、タービン補機冷却系熱交換器出口配管の内面ライニングに剥離及び減肉が認められたため、当該配管を補修。	G	
8	4号機	所内電源設備480Vパワーセンター(4B-2)のしゃ断器(4C)点検時、部品(シャッターのピン)の破損が認められたため、当該部品を交換。	G	
9	4号機	主復水器連続洗浄装置ボール捕集器ピット点検時、電線管2本に腐食が認められたため、当該電線管を補修。	G	
10	4号機	主復水器連続洗浄装置ボール循環ポンプ(A~C)の封水配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検清掃。	G	
11	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループにおいて、同系弁の自動開(弁制御用圧縮空気の圧力低下:仮設ホースの外れ)により、下流側の点検中の弁(原子炉格納容器内)より水漏れ(壇内、非放射性の水約60リットル)及び同系サージタンク水位低でポンプ(C)が停止する事象が認められたため、当該圧縮空気を復旧及び停止したポンプを再起動。	G	H23.2.21再審議にてグレード変更 「 」
12	4号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器(A)供給蒸気調節弁点検時、ボンネットに浸食が認められたため、当該部を補修。	G	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	計装用空気圧縮機(B)において、冷却水フローグラス部より水漏れ(堰内、非放射性の水約40リットル)が認められたため、当該空気圧縮機を点検補修。	G	
14	1.2号廃棄物処理設備	除染廃液系収集ポンプ(B)シール水用電磁弁において、部品不良(サージキラーの断線)が認められたため、当該部品を交換。	G	